

情 報 局 編 輯

週 報

三 月 十 二 日 號

第 三 一 號

昭 和 十 一 年 十 月 二 日 發 行
昭 和 十 六 年 三 月 十 二 日 發 行

郵 政 特 准 掛 號 認 可 行
(每 週 一 回 水 曜 日 發 行)

五 錢

蠶絲業統制法の概要

臺灣に於ける皇民錬成運動

制定された國民貯蓄組合法

☆ 雷州半島方面の封鎖作戰

☆ 重慶最後の輸血路遮斷

國民學校の新教科書



汗一の鐵興亞の固め

糧食の増産確保へ

露光量違いにより重複撮影

第三十三號
 三月十七日

報

- 蠶絲業統制法の概要……………二
- 制定された國民貯蓄組合法……………八
- 五箇條御誓文と總和精神……………一四
- 臺灣における皇民養成運動……………二六
- 商業報國運動の展開……………三三
- 國民學校の教科書はどうなる……………三九
- ▼南支援路封鎖作戦……………四五
- ▼重慶最後の輸血路遮断……………五〇
- 泰・佛印紛争調停の経過……………五三

週

三月一日(七)
 ▼陸軍定期異動、支那派遣軍總司令官に細俊六夫將親補さる

▼ブルガリア、三國同盟に正式参加 ▼獨の空陸部隊ブルガリアに進駐を開始

三月五日
 ▼第七十六回帝國議會開議終り 休日に入る ▼佛大使、我が國イ・佛印調停案に對する回答を松岡外務大臣に手交す ▼泰ソ條約調印を泰國發表

三月七日
 ▼京軍、南支援路策源地へ奇襲

三月十日
 ▼陸軍將校分限令と陸軍式官定級の改正閣議で決定

三月十五日
 ▼英・ブルガリアの國交断絶を英公使發表 ▼在米佛印資金凍結の旨米當局發表

三月十六日
 ▼地久節、車后陛下第三十八回の御慶辰を迎へせらる ▼シナイ・佛印國境紛争調停會議につき、日本案の主要なる點につき、ミ・ソ發表 ▼松岡外務大臣、アンソニー佛大使を訪問、調停案の細部につき會談 ▼宜昌世界に新作戦展開

三月十七日
 ▼政府、統帥部の緊急連絡會議を開く ▼陸軍軍大臣、豫算運用に關し軍大調子を與ふ ▼國防保安法、住宅賃金法等七件公布さる ▼在佛印邦人引揚勸告を撤回す

汗一銀興亞の國

良糧の産地を保護す

露光量違いにより重複撮影

週

(第三十二號)
三月十二日

- 蠶絲業統制法の概要……………二
- 制定された國民貯蓄組合法……………八
- 五箇條御誓文と融和精神……………一四
- 臺灣における農民鍛成運動……………一六
- 商業報國運動の展開……………三三
- 國民學校の教科書はどうなる……………三六
- ▽南支援蔣路封鎖作戦……………三九
- ▽重慶最後の輸血路遮断……………四〇
- 泰・佛印紛争調停の経過……………四二

報

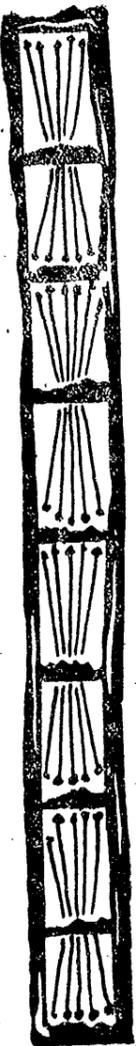
週

三月一日迄

- ▽陸軍定期異動、支那派遣軍總司令官に畑俊六大将視補さる
- ▽ブルガリア、三國同盟に正式参加
- ▽獨の空陸部隊ブルガリアに進駐を開始
- 三月二日迄
- ▽第七十六回帝國議會審議終り
- 休會に入る
- ▽佛大使、我がタ
- イ・佛印調停案に對する回答を松岡外務大臣に手交す
- ▽泰ソ條約調印を泰國發表
- 三月三日迄
- ▽皇軍、南支援蔣策源地へ奇襲上陸
- 三月四日迄
- ▽陸軍將校分限令と陸軍武官進級令の改正閣議で決定
- 三月五日迄
- ▽英・ブルガリアの國交断絶を英公使發表
- ▽在米佛印資金を凍結の旨米當局發表
- 三月六日迄
- ▽地久節、皇后陛下第三十八回の御誕辰を迎へさせらる
- ▽タイ・佛印國境紛争調停會議につき、日本案の主要なる點につき同意成立の旨、三國共同コミニテ發表
- ▽松岡外務大臣、アンリイ佛大使を訪問、調停案の細部につき會談
- ▽宜昌西岸に新作戦展開
- 三月七日迄
- ▽政府と統帥部の緊急連絡會議を開く
- ▽東條陸軍大臣、豫算運用に關し重大訓示を與ふ
- ▽國防保安法、住宅營團法等七件公布さる
- ▽在佛印邦人引揚勸告を撤回す

日

誌



蠶絲業統制法の概要

農 林 省

蠶絲業統制の必要

わが國蠶絲業は明治以來目ざましい躍進を遂げ、輸出貿易の大宗として國力の伸張に寄與するところが少くなく、今次事變下においても、或ひは輸出による外貨獲得に、或ひは國內纖維資源の充足に、よく蠶絲業の使命を全うしてきたのは誠に喜ばしい。しかしながら、この發展の經過を辿つてみると、それは決して順風満帆だつたとは言へないのであつて、そこには幾多の紆曲折があつた。それは主として輸出依存、絲價の動搖といふことから來る蠶絲業經營の不安定として現はれたのである。

そこでこの脆弱點を補正して、蠶絲業經營の安定と發達を圖るため官民一致の努力を續けてきたのであつて、蠶絲業法、輸出生絲検査法、蠶絲業組合法、製絲業法、原蠶種管理法、輸出生絲取引法、産繭處理統制法、絲價安定施設法等幾多の蠶絲業に關する法規が相次いで制定され、それら相當の効果を發揮してきたのである。しかし、それらの法規も、なほ所期の目的を達成するためには

不十分であつて、蠶絲業百年の大計のためには、どうしても強固な蠶絲業統制の制度を立てる必要が年と共に痛感されてきた。

ところが、昨秋の日獨伊三國條約の成立を契機として我が國は、日滿支三國の結合を核心とする東亞共榮圏の建設的指導者としての榮譽と責務を擔ふべきことを明らかにしたのであつて、この共榮圏内で安定した自給自足的經濟を建設すべき國家の根本方針を明確にしたのである。これに伴つて國際情勢にも重要な變化を來したのであつて、わが國生絲最大の輸出先である米國との關係も今後はどうなつてゆくか勿論豫斷は許さないが、豫じめ蠶絲として最悪の場合を覺悟し、それに備へる體制を急速に立てる必要に迫られたのである。

今後のわが國蠶絲業もこの狀況の下に、この國策の方向に従つて考へなければならぬ。もとより、わが方から生絲の輸出を否認するものではなく、今後とも出來るだけ輸出の伸張に努めなければならないことは勿論だが、輸出依存といふやうな從來の傾向は是正する必要があると思ふ。蠶

絲業はこれに關係する者が養蠶農家を始め極めて多數であつて、これ等の業者をして國際狀勢の如何にかかはらず、安んじてその業務に従事させることは極めて肝要である。

また一方、國內では、羊毛、棉花等の不足から純國産纖維である繭及び生絲の使命はいよゝ重要となつてゐるのであつて、これを國民の實生活に必要な方面に十分利用する途を講じなければならぬ。

このやうに、蠶絲業として國內纖維資源の充足に重點を移し、その根柢を強固にすると共に輸出に力を致し、一朝事ある場合にも迅速圓滑にその轉換を遂げしめるやう、蠶絲業全體を通じて生産、配給、輸出の計畫化を行ふと共に、綜合的統制の下にそれを運営出來る機構を確立することが緊要である。

以上が蠶絲業統制法案提案の理由であるが、以下その内容の概要を説明することしよう。

蠶絲の生産計畫

第一は、蠶絲類生産計畫の設定である。わが國の蠶絲業

は、從來専ら生絲の海外輸出に依存して發達してきたと言つても過言ではなく、蠶種、繭及び生絲を生産する誰もが「輸出される優良な生絲」を目標としてゐたといふやうな状況であつた。

しかしながら、内外の狀勢の變化は、到底このやうな現狀にしておくことを許さなくなつたのである。今後とも出来るだけ輸出の維持振興を圖るべきことは勿論であるが、そこに一定の計畫がなければ一朝事ある時に徒らに周章狼狽せざるを得ない。そこで今後の輸出向生絲は、實際輸出に必要と認める一定量を目標とすると共に、國內生絲は銜仙のやうな實用的方面に用途を擴大し、また繭の相當數量はこれを生絲とせず、短かい纖維として羊毛、綿等と共に使用させたい考へである。このやうに、國內消費の充實に重點をおき、今後内外の情勢の變化に對應して事態に即應した蠶絲類の用途別生産計畫を立ててゆく積りである。従つて今後は、この基本的計畫に基づいて行はれる生産數量の割當、品種の指定等の統制に従つて、蠶絲類の生産が行はれることになるのである。

この統制は政府が直接に行ふほか、政府の命令で蠶絲業組合等の蠶絲業者の團體が行ふのであつて、なほ場合によつては生絲、繭纖維等の使用を促進するために必要な措置を講ずることとし、生産計畫の圓滑な達成を圖つてゆく考へである。

蠶絲の配給統制

第二は、日本蠶絲統制株式會社の設立と、これを中心として行ふ蠶絲類の配給の統制である。蠶絲類計畫生産を確實に實施すると共に、從來のやうな價格の不安定を除き、更に今後準備へ、眞に蠶絲業を安定させるためには、是非とも強固な綜合的統制の機構が必要である。そのため、新たに日本蠶絲統制株式會社を設立して原則として蠶種、繭及び生絲の一手買入と賣渡を行はせようとするものである。その結果、後に述べる若干の例外を除いて生産された蠶種、繭及び生絲は統制會社に販賣すべきことになり、またそれらのものは、統制會社以外からは買入れることが出来なくなる。そのために、一朝需給狀況に急激な變化がきて

も、會社が宛も防波堤のやうにその直接の影響を受けとめ、おもむろに後年度の計畫によつてその平準化を圖ることになるのである。そこで養蠶者、製絲業者等の生産者は、安んじて事業の經營に當ることが出来ると共に、その配給に當つては業者の間に公平を期することが出来るのである。また國內需要の充足を圖るためには、用途別に供給價格の調整を行ふ必要がある場合もあるが、これも會社がブールとなることによつて、初めて圓滑に達成されるのである。

統制會社は、このやうに原則として、すべての蠶種、繭及び生絲の買入と賣渡をするが、産業組合製絲に對する供繭などは、從來通りに認めて差支へない事柄であり、また輸出向生絲の統制についても特別の考慮をする必要がある。輸出向生絲については、需給の情勢に應じて一定の製絲業者に對し生産の割當をするが、その販賣は會社でこれを統制せずに從來の方法によらせることが、現在の事態では外貨獲得の目的を達成する上に得策であると思ふ。その理由を大體述べれば、輸出向生絲の一手買入を統制

會社で行ふときは生絲の品質の低下を來し、生絲の種類が偏つてくる虞れがあるばかりでなく、現在の需給關係では賣手の定めた一本値で押しつけてゆることが困難で、結局生絲の荷溜りを生ずることになれば、勢ひ生絲の價格も漸次引下げなければならなくなり、輸出貿易上非常な不利益があると思ふ。このほか、極く少量のもの取引その他特殊な場合には、必要に應じて統制の大綱を亂さない限り例外を認めて差支へないであらう。

この新しい機構によつて蠶種、繭及び生絲の賣買業者、繭市場等の關係業者の中で、にはかに失業者を出すやうな事があつてはならないので、この點は必要に應じて例外を認めるとか、その他本制度の運用によつて十分考慮する積りである。

日本蠶絲統制株式會社の資本金は八千萬圓であつて、上述のやうに蠶絲業管理統制の中樞的實施機關であり、その行ふ事業は國家的であり、且つ極めて廣汎であるので、政府は會社事業の基礎を強固にするため四千萬圓を出資すると共に、特別の助成と監督を行ふのである。

蠶絲の價格統制

第三は、蠶絲類の價格に關する事項である。從來繭及び生絲の價格は、わが國の生絲生産が主に輸出を中心としていた關係上、輸出生絲の市價を基準として定められ、輸出生絲の價格と切離して生産費、國內物價その他の經濟事情から、繭および國內生絲について一定價格を定めることは誠に困難な實情にあつた。そして輸出生絲については、絲價安定施設を講じて來たのであるが、これには相當の幅があり、海外需要の變動等によつて繭絲價は常に動搖するため、蠶絲業經營の安定を脅威するやうな場合もあつたのである。しかしながら、今や内需中心の新しい體制で蠶絲業の編成替を行ふべき事態に立ち至つた。輸出向生絲の生産、配給は計画的に分離され、國內用生絲及び繭については、統制會社が中心となつてその生産配給を計畫化すべきことになつた。それは繭及び生絲について一の適正な價格を設定することが出来るやうにし、またそれを必要とする。今後は統制會社が配給を管理するに當り、その買取價

格は主として生産費を基準とし、品位によつてこれを定め、賣渡價格は品位または用途に應じてこれを定めることにし、また中間取扱業者の賣買も一定の手數料主義によらせることにしたい。

輸出向生絲の取引は前述のやうに、從來の方法を踏襲するのがよいのであるが、その價格を安定させることが緊要なことは勿論であつて、今後はますますこの種の施設を強化擴充する必要がある。これに關しては、輸出生絲の生産數量の割當によつて數量調節の方面から絲價安定を圖ると共に、從來の絲價安定施設法の運用によるほか、統制會社に絲價が下落した場合には、一定の最低價格で買上させ、更にこれを補強するため、政府でも會社との間に生絲の買入と賣渡が出来る途をひらくのであるから、輸出生絲價格の安定は十分圖れるのであつて、輸出の圓滑が期せると共に、輸出關係業者も安心して業に當ることが出来るやう。

その他の規定

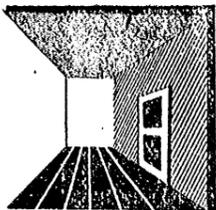
第四は、蠶絲類の検査制度の擴充である。取引の圓滑を圖るため、蠶絲類の検査を行ふことが緊要なのは勿論である。蠶種は大體現行の検査施設で十分であるが、從來繭の検査には廣汎な例外が認められ、また國內用生絲の取引には、検査が行はれてゐなかつたのである。今後原則として、すべての繭及び國內用生絲を統制會社が一定の價格で配給管理することになれば、繭の検査及び生絲の検査の範圍を全面的に擴張する必要が當然生じてくるのであつて、特殊の例外を除き、繭及び生絲の取引を検査または検査の成績によらせることにするのである。

第五は、桑園に關する施設である。桑園は養蠶經營の基礎であるばかりでなく、農業生産全體の見地からも桑園面積と配置の適正化を圖つてゆくことは必要である。殊に現在の事態では主要食糧の確保は焦眉の問題であつて、そのためには桑園の一部を割愛しなければならないやうな事態も生じ得るのである。そこで、これ等の必要から今後適當年時期に、桑園の新設擴張について許可制度を設けようとするのである。

第六は、蠶絲委員會の設置である。政府が蠶絲類の生産計畫、價格等蠶絲業統制に關する重要事項を定めるについては、各方面の權威者及び關係官廳當局者等で蠶絲委員會を設け、これに諮問して制度の運用上遺憾のないやうにしようとするのである。

第七は、特別會計法の資金の擴充である。政府は前に述べた絲價安定措置の萬全を期するため、政府の生絲操作資金を擴充し、絲價安定施設特別會計法の資金七千萬圓を二億五千萬圓に増額する必要があると認めるのである。

大體以上が、蠶絲業統制法案の骨子であるが、これを要するに、本案の實施によつて從來しばしば激變を繰返してきたわが國蠶絲業の再編成をなし、安定した價格と適切な計畫の下に、蠶絲類の生産者を安んじてその業につかせるやうに努めると共に、新たに相當數量の繭を短纖維として利用する方途を確立し、國民生活に必要な實用的纖維の供給を圖り、農村經濟の最も重要部面である蠶絲業を永遠に安固な基礎の上に立たせようとするものである。



制定された 国民貯蓄組合法

国民貯蓄組合の使命

昭和十六年度の貯蓄目標額は、三月七日国民貯蓄奨励委員会の議を経て、百三十五億圓と決定された。国民貯蓄奨励委員会は、同時に昭和十六年度貯蓄奨励要綱を決定して明年度に展開される貯蓄奨励の方針を明らかにしたが、その要綱によれば、特に国民貯蓄組合が現下の国民貯蓄増強の上に果してゐる役割を重視して、その法制化と相俟つて、今後はこの組合を核心として貯蓄奨励運動を推進することを明らかにした。

その詳しい解説は後日することにして、こゝでは国民貯蓄組合法案の制定の理由と、その内容の概要について説明しよう（本法案は近日中に公布され、五月ごろから實施の見込がある）。

昨年九月末現在で、内地の貯蓄組合数は五十一萬五千餘組合、組合員数は三千四百餘萬人、貯蓄現在高は十五億二千七百餘萬圓に達してゐる。十五億圓といふ金額は、勿論金額の點だけからみれば、今日の我が國において蓄積された資金の總額において占める割合は必ずしも多くはないが、その質の點からみると、組合規約によつて大體一定期間引出されないことになつてゐるから、浮動資金を固定化してインフレーションを防止し、併せてその吸収した資金を國債の消化と生産力の擴充とに振向けるといふ戰時貯蓄の目的を達する上に少からぬ貢獻をしてゐるのである。

なかんづく貯蓄組合を結成して團體的に組織的に貯蓄を實行させるといふことは、國民の貯蓄心を涵養する上にも極めて有効であるだけでなく、源泉貯蓄の勵行、能力貯蓄の徹底に重點をおく貯蓄奨励方針からいへば、組合貯蓄こそ、もつともその目的に適した方法といへるのである。

かゝる見地から、現在既にでき上つてゐる五十有一萬の貯蓄組合を整備すると共に、貯蓄組合網を全國的に擴充して、今後の貯蓄奨励運動の核心にしようといふ趣旨で國民貯蓄組合法案は制定されたのである。

国民貯蓄組合法案の内容

次に、國民貯蓄組合法案の内容について解説を試みよう。
組合の種類

同法案で國民貯蓄組合といふのは、戦時（戦争に準ずる事變の場合を含む）における國民貯蓄の増強に資するために、組合員の貯蓄の斡旋をするものを言ふのであつて、その組合員の有する資格によつて、次の四種類の組合が認め

られてゐる（第一條）。

- 第一は、市町村の一部、即ち町内會、部落會、隣保班等の地域内に居住する者で組織されてゐる組合であつて、地域組合ともいふべきものである。
 - 第二は、官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場等に勤務する者で組織されてゐる組合であつて、職域組合ともいふべきものである。
 - 第三は、産業組合、商業組合、工業組合その他同業者の組織する團體の構成員で組織されてゐる組合であつて、産業的組合ともいふべきものである。
 - 第四は、命令で定められる者、例へば、青年團、愛國婦人會、國防婦人會等の團員又は會員、學生、生徒その他宗教團體の檀徒、教徒、信徒等で組織されてゐる組合である。
- かやうに、組合を四種類に分けたのは、國民のすべてに、自分は何の組合の組合員となる資格があるかといふことを明らかにして、全國民が洩れなく何れかの貯蓄組合に加入することによつて、現下の非常時財政經濟に協力して頂きたいといふことと、もう一つは國民のすべてが自己と最も

密接な関係にある組合、例へば會社に勤めてゐる者は、まづ會社の貯蓄組合を第一順位の組合とし、その他の組合、例へば自己の居住地の隣組で出来てゐる組合があればこれを第二順位の組合として、それ／＼の組合に加入して自己の能力に應じた、いはゆる能力貯蓄を行つて時給分擔の責務を全うしていただきたいといふ二つの趣旨からでたものである。

組合の貯蓄

第二に、同法案は組合の轉換する貯蓄が不堅實なものに互らぬやうに、貯蓄の種類を次のやうに限定してゐる。
(第二條第一項)。

- (1) 郵便貯金又は郵便年金の掛金若しくは簡易生命保険の保険料の拂込
- (2) 銀行への預け金又は定期預金
- (3) 信託會社への金銭信託
- (4) 産業組合その他命令で定められる産業團體への貯金
- (5) 無盡會社への無盡の掛金の拂込

- (6) 生命保険の保険料の拂込
 - (7) 國債、貯蓄債券又は國債債券の買入
 - (8) その他主務大臣の指定するもの
- 第八號で指定されるものは、滿洲國國債、政府保證の債券、特殊銀行會社の債券等の買入となる見込であつて、株式投資等は差當りこの中に入れない考へである。

次に貯蓄を轉換する方法は、命令で定められることとなつてゐるが(第二條第二項)、この點は、現在行はれてゐる通り、組合員の名義で貯蓄する方法と、代表者の名義で貯蓄する方法と二つの方法を認め、後の方法をとり場合には、監督の必要上認可をうけさせることとする見込である。

なほ、現在多くの組合では、組合規約で、貯蓄の率を定め、また引出しについても、大體やむを得ない場合のほかは、一定期間引出さないといふ申合せで貯蓄を行つてゐる状況であるが、この點は本法案施行後でも、従來通り組合の自律に任せるのであるが、明年度には、時局の推移と組合貯蓄の重要性とに鑑み、天引貯蓄の勵行、貯蓄額の倍加及び長期貯蓄の徹底等を勸奨する方針である。

補助金等の交付

次に、法案は組合及び組合の轉換した貯蓄に對し種々の恩典を與へてゐるが、その第一は組合に對する補助金及び奨励金の交付である(第五條)。組合の經理は組合の規模、その經理の方法等で違ふが、幾何かの經費を必要としてゐることは勿論であつて、現在は國民の愛國運動として組合員なり組合長の負擔で、これ等の費用を賄つてゐる状況にあるので、政府としても帳簿、筆、墨代の一部だけでも補助する意味で補助金を交付することとし、既に明年度豫算に百八十二萬圓を計上したが、なほ將來は豫算の範圍内で奨励金をも交付できる途をひらいた。

組合貯蓄の免稅

第二は組合の轉換によつて行つた一定の貯蓄については、甲種の配當利子所得に對する分類所得稅を免除することとなつた點である(第四條)。

分類所得稅の免除される貯蓄は次の四つである。

- (1) 元本三千圓を超えない銀行預金の利子
 - (2) 元本三千圓を超えない合同運用信託の利益
 - (3) 額面金額三千圓を超えない國債であつて、郵便局に保管を委託し又は登録したものの利子
 - (4) 元本五千圓を超えない銀行貯蓄預金、産業組合貯金その他の預金の利子
- 以上四種類の貯蓄で、どんな要件を備へたものに免稅されるかは、命令で定められることとなつてゐるが、大體相當長期間貯置かれる貯蓄、すなはち、信託については三年以上、その他のものについては二年以上据置すべき旨の契約があつたものとする見込である。従つて、契約期間の満了前に引出したときは、免除された稅額に相當する金額が追徴されることとなる。
- 銀行貯蓄預金、産業組合貯金その他の預金については、現行所得稅法上三千圓を超えないものは非課稅となつてゐるが、本法案によつて、この非課稅の三千圓の外に、別に五千圓を超えないものについての免稅が認められることとなつた。

上述の點は、組合員の名義で貯蓄した場合についてであるが、次に、代表者が組合員の一括して代表者名義で貯蓄した場合には、三千圓又は五千圓の免税限度は各組合員毎に計算されることとなつてゐる。なほ、貯蓄組合で免税をうけ得るためには、組合員が一定数以上のものであることを要することとされる見込であるが、これらの免税の要件、手續等については命令で定められる。

以上、述べた所は所得税の免除についてであるが、この外組合の代表者が、組合の業務に關して發する一定の證書、通帳等に對しては印紙税が課せられない(附則第四項)。

貯蓄銀行業務の擴張

第三は、貯蓄組合の便宜をはかるために、貯蓄銀行以外の銀行に對しても貯蓄銀行業務の一部を行ふことを認めた點である(第九條)。即ち従來は、貯蓄銀行法の規定によつて、複利貯金と据置貯金の受入は貯蓄銀行でなければ出来なかつたこととなつてゐたが、今回、貯蓄組合を通じたものに限つて、貯蓄銀行以外の銀行でもこれ等の貯金の受入が認

められることとなつた。しかし、これ等の貯金に對しては所得税法上、現在銀行貯蓄預金について認められてゐる種々の恩典(すなはち、三千圓を超えないものの利子に對して課税しないとか、これについては綜合所得税をかけないとかといふやうな恩典)は認められないのであつて、その取扱については全く普通の銀行預金と同様である。従つて、三千圓を超えないものでなければ、その利子について分類所得税の免除を受けることが出来ず、また税率も百分の十といふこととなつてゐる。

なほ、貯蓄銀行以外の銀行で、据置貯金及び複利貯金の受入業務を營むものは、その受入れたこれ等の貯金の額の三分の一以上の金額に相當する國債を供託しなければならぬこととなつてゐる(第十條)。

組合代表者の義務

次に、組合の代表者には、組合の助成並びに監督上の必要から若干の義務が課されてゐるが、その主なものは届出及び報告の義務である(第三條及第七條)。届出は組合の組

織されたとき、組合の解散したとき及び組合規約を變更したときの三つの場合に、代表者から主務大臣に行はなければならぬこととなつてゐるが、この際特に注意を要するのは、本法案施行の際現に組織されてゐる貯蓄組合で一定要件を具備してゐるものは、本法案の國民貯蓄組合とみなされ、このやうな組合では、本法案施行後三月以内に主務大臣に届出なければならぬことになつてゐる點である(附則第二項及第三項)。

罰則

なほ、組合代表者が法律で認められない貯蓄の方法をとつたとき、届出義務、報告義務等に違反したときは三百圓以下の過料に處せられることとなつてゐるから注意を要する(第十一條)。

貯蓄組合網の擴大

最後に貯蓄組合網の擴大強化といふ點に關しては、大藏大臣が必要ありと認めるときは、それらの組合の組合員となる資格を有する者に對し、貯蓄組合を組織すること

を命令出来ることとなつた(第六條)。勿論政府としては、今後においても國民の愛國運動として貯蓄組合の結成を「勸奨」してゆく方針であることは、従來と同様何等の變更をみないが、最近における内外情勢の推移に顧み、今後依然として組合の結成をみないやうな方向に對しては、單なる道義的勸奨の域から一步を進めて、この際法律的にも組合の結成を通じて國策に協力すべきことを要請しようといふ趣旨から、かゝる規定が設けられたのである。

むすび

本年度の貯蓄目標額百二十億圓も、幸ひに國民各位の協力を得て着々所期の成果を收め、昨年十二月末現在で既に百三億六千七百餘萬圓に達し、今や目標額の突破は既に確實とみられるに至つたのであるが、われわれは、些かも今日の成果に安んずることなく、この際現下内外の諸情勢に對する認識を新たに、更に不退轉の覺悟を以て貯蓄の實踐に邁進し、來るべき年度の百三十五億圓突破を期さなければならぬ。

(大藏省)

五箇條御誓文と融和精神

文 部 省

14

三月十四日は五箇條御誓文奉戴の記念日である。即ち本年より七十四年前の同日長くも明治天皇が紫宸殿に出御遊ばされ、肇國の精神に基き御親政の大方針を五箇條御誓文として天神地祇にお誓ひ遊ばされた日である。この御誓文と、更に同日御宣布あらせられた御宸翰とを併せ拜するときは、皇謀の如何に宏大であり、深遠であるか、拜察せられる。この尊い大御心は、明治の御代は勿論、大正、昭和の御代をも通じて隆々たる國運進展の基をなしてゐるのであるが、特に内外ともに未曾有の重大時局に直面する今日、この御誓文を拜しては、一層深く奉戴の決意を新たにしなければならぬことを反省せしめられるのである。

しかるに、思ひを國內の事情に致す時、洵に長れ多いことではあるが、なほ御誓文の精神が十分に國民一般に徹底してゐないやうに見受けられる。明治以來歐米文化の輸入に急であつたため、それが歪められたことが無いでもなかつたのは誠に遺憾である。

すなはち「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せになつたのは、皇國の大道によつて東西の文化を綜合しようとする雄大な御精神より出づるものであつたが、歐米文化の急速なる輸入に成功し得た反面に、人心が物質主義、功利主義によつて害せられた事實の存することは否定出来ない。

また「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せられたことについても、公議輿論を尊重遊ばされる尊い思召が實現せられる一方、自由主義、個人主義に禍せられて、公論を私するが如き弊を生じたことがないでもなかつた。

更に又「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられたことについて見るに、維新當時における幾多の陋習が改められたことはいふ迄もないが、しかし現在でも、まだ國民の日常生活に迷信とか、謬つた因襲が少からずあるのは遺憾に堪へない。この因襲的感情の殘滓を拂拭するには、教育教化の力によるべき面が極めて廣いのである。

昭和十三年八月、本省が融和教育に關する訓令を發したのもそのために外ならない。

今や支那事變勃發以來第五年に入り、我が國は八紘一宇の肇國精神に基つき東亞新秩序の建設に向つて一路邁進しつつあるのであるが、前途にはなほ容易ならぬ難關が横つてゐることを覺悟しなければならぬ。而してこの難關を

突破すべく、高度國防國家を建設するには一億の國民が眞に生きた一體となつて、それらの職域をとほして御奉公が出来るとやうに國民組織を確立しなければならぬのであるが、この秋に當つて前述の如き、御誓文の精神に悖る陋習が残存してゐるは、眞に國民一體の實を擧げることが出来ない。かゝる有様では、更に進んで自ら東亞諸民族の中心とし盟主として、その相互の融和提携を圖り以て東亞共榮圈の確立を圖るといふ大任の遂行は到底覺束なしと言はなければならぬ。これ誠に國民の深く心す可きことである。

御誓文奉戴の記念日を中心として國民融和強調運動が實施されるのは實にこの趣旨に外ならない。我々は、この未曾有の重大時局に際會して深く如上の事柄を反省し、五箇條御誓文の聖旨を奉戴して、一日も速かに内、國民融和の理想を實現し、外、これを東亞諸民族に及ぼして、以て宏遠なる聖慮に副ひ奉るやう努力しなければならぬ。

15



臺灣における

皇民鍊成運動

本島は改隸以來、四十有六年、この間廣大無邊な一視同仁の化に奮ひ、官民また和衷協力してその發展に努めてきた結果、行政・司法の機構は整備し、教育は進み、産業興り、交通・衛生等も長足の進歩をとげ

るに至つた。しかしながら、現下における我が南進國策と合せて本島の重大性を考へるとき、内臺一體化の急速な實現は國防上からも、また島民の福祉確保の見地からも絶對に必要であつて、一層皇民鍊成運動を強

化し、島民生活の全領域に互つて積極的に指導方策を推進しなければならぬ。

以下、臺灣における國民運動の基礎をなす皇民鍊成運動の動向について述べよう。

皇民鍊成運動の進展

内臺一體化方針に基づく皇民鍊成運動が、全面的に且つ組織的に進展するやうになつたのは滿洲事變以後のことであり、特に昭和九年三月臺

灣社會教化協議會で、本島教化の指導精神と、各般の教化施設や獎勵方策を確立したのが一轉機であつた。その後全島各地で、部落振興會の組織や部落集會所の建設を進めると共に國語講習所を設け、いはゆる教化網の整備確立を通して全島的に社會教化の振興が促進されるに至つた。

さらに昭和十一年七月、國民精神の振作と同化の徹底を期する趣旨から民風作興協議會を開催し、教化・産業・衛生等島民生活の全野に互つて一層具體的な指導方策を明らかにし、官民一致して全島の運動を展開した。この運動は、今次事變の勃發に伴ひ國民精神總動員運動と表裏一體をなし、島民の國民精神の強化と銃後奉公を促進して、内臺一如の實

た。この運動が計画的に進められるやうになつたのは昭和六年以降である。すなはち總督府において國語普及十ヶ年計畫を樹て、この期間に國語解者を五十パーセント以上にす

る目標で、これに必要な國語講習所を市街庄に増設し、國庫はこれに對して補助金を交付する途を講じたのである。國語講習所は、従来の國語普及施設の缺陷を補つて、教育内容を改め、實質的に教育効果を大きくし、特にその施設に持続性を持たせることに意を用いた。その結果、國語講習所は地方民の喜ぶところとなり、入所志願者は激増し、昭和十五年度の國語解者歩合は五一パーセントに達する進展振りを示した。

一方學校教育はどうかといふと、時勢の進運に應じて學制を定め、年と共にその機構を整備擴充してきた結果、いよゝ昭和十八年度から義務教育制を實施する運びとなつてゐる。本島人兒童の就學歩合は、昭和十五年度の推定で五七・四パーセントに達するが、他面、初等教育修了者の全人口に對する割合をみれば、未だその一割二分程度に過ぎない。従つて、學校教育の普及と併行して、なほ一層國語を中心とする簡易な國民教育施設の擴充強化に努力しなければならぬことは明らかである。

▽國語講習所——公私立の別があり、主として公學校、部落集會所等を會場としてゐる。これに入所出来る者は、凡そ十二歳以上二十五歳以

下に、島民生活の全領域に互つて積極的に指導方策を推進しなければならぬ。

皇民鍊成運動の現況

島民に國語を習得させることは、國民精神の涵養と島民思想の統一を期す上に最も重要な條件であるばかりでなく、また島民の福利を増進する所以でもある。

本島における國語教育は、明治二十八年伊澤修二先生外六氏が、臺北郊外にある芝山巖學堂で國語教育を開始したのに始まる。その後國語講習所、公學校が設立される一方、國語普及會、國語練習會等も各地に興つたのであるが、國語の普及はさまざま

で目ざましいものとはいへなかつた。この運動が計画的に進められるやうになつたのは昭和六年以降である。すなはち總督府において國語普及十ヶ年計畫を樹て、この期間に國語解者を五十パーセント以上にする目標で、これに必要な國語講習所を市街庄に増設し、國庫はこれに對して補助金を交付する途を講じたのである。國語講習所は、従来の國語普及施設の缺陷を補つて、教育内容を改め、實質的に教育効果を大きくし、特にその施設に持続性を持たせることに意を用いた。その結果、國語講習所は地方民の喜ぶところとなり、入所志願者は激増し、昭和十五年度の國語解者歩合は五一パーセントに達する進展振りを示した。

一方學校教育はどうかといふと、時勢の進運に應じて學制を定め、年と共にその機構を整備擴充してきた結果、いよゝ昭和十八年度から義務教育制を實施する運びとなつてゐる。本島人兒童の就學歩合は、昭和十五年度の推定で五七・四パーセントに達するが、他面、初等教育修了者の全人口に對する割合をみれば、未だその一割二分程度に過ぎない。従つて、學校教育の普及と併行して、なほ一層國語を中心とする簡易な國民教育施設の擴充強化に努力しなければならぬことは明らかである。

▽國語講習所——公私立の別があり、主として公學校、部落集會所等を會場としてゐる。これに入所出来る者は、凡そ十二歳以上二十五歳以下

に、島民生活の全領域に互つて積極的に指導方策を推進しなければならぬ。

以下、臺灣における國民運動の基礎をなす皇民鍊成運動の動向について述べよう。

内臺一體化方針に基づく皇民鍊成運動が、全面的に且つ組織的に進展するやうになつたのは滿洲事變以後のことであり、特に昭和九年三月臺灣社會教化協議會で、本島教化の指導精神と、各般の教化施設や獎勵方策を確立したのが一轉機であつた。その後全島各地で、部落振興會の組織や部落集會所の建設を進めると共に國語講習所を設け、いはゆる教化網の整備確立を通して全島的に社會教化の振興が促進されるに至つた。

さらに昭和十一年七月、國民精神の振作と同化の徹底を期する趣旨から民風作興協議會を開催し、教化・産業・衛生等島民生活の全野に互つて一層具體的な指導方策を明らかにし、官民一致して全島の運動を展開した。この運動は、今次事變の勃發に伴ひ國民精神總動員運動と表裏一體をなし、島民の國民精神の強化と銃後奉公を促進して、内臺一如の實

た。この運動が計画的に進められるやうになつたのは昭和六年以降である。すなはち總督府において國語普及十ヶ年計畫を樹て、この期間に國語解者を五十パーセント以上にする目標で、これに必要な國語講習所を市街庄に増設し、國庫はこれに對して補助金を交付する途を講じたのである。國語講習所は、従来の國語普及施設の缺陷を補つて、教育内容を改め、實質的に教育効果を大きくし、特にその施設に持続性を持たせることに意を用いた。その結果、國語講習所は地方民の喜ぶところとなり、入所志願者は激増し、昭和十五年度の國語解者歩合は五一パーセントに達する進展振りを示した。

一方學校教育はどうかといふと、時勢の進運に應じて學制を定め、年と共にその機構を整備擴充してきた結果、いよゝ昭和十八年度から義務教育制を實施する運びとなつてゐる。本島人兒童の就學歩合は、昭和十五年度の推定で五七・四パーセントに達するが、他面、初等教育修了者の全人口に對する割合をみれば、未だその一割二分程度に過ぎない。従つて、學校教育の普及と併行して、なほ一層國語を中心とする簡易な國民教育施設の擴充強化に努力しなければならぬことは明らかである。

▽國語講習所——公私立の別があり、主として公學校、部落集會所等を會場としてゐる。これに入所出来る者は、凡そ十二歳以上二十五歳以下

に、島民生活の全領域に互つて積極的に指導方策を推進しなければならぬ。

以下、臺灣における國民運動の基礎をなす皇民鍊成運動の動向について述べよう。

内臺一體化方針に基づく皇民鍊成運動が、全面的に且つ組織的に進展するやうになつたのは滿洲事變以後のことであり、特に昭和九年三月臺灣社會教化協議會で、本島教化の指導精神と、各般の教化施設や獎勵方策を確立したのが一轉機であつた。その後全島各地で、部落振興會の組織や部落集會所の建設を進めると共に國語講習所を設け、いはゆる教化網の整備確立を通して全島的に社會教化の振興が促進されるに至つた。

さらに昭和十一年七月、國民精神の振作と同化の徹底を期する趣旨から民風作興協議會を開催し、教化・産業・衛生等島民生活の全野に互つて一層具體的な指導方策を明らかにし、官民一致して全島の運動を展開した。この運動は、今次事變の勃發に伴ひ國民精神總動員運動と表裏一體をなし、島民の國民精神の強化と銃後奉公を促進して、内臺一如の實

た。この運動が計画的に進められるやうになつたのは昭和六年以降である。すなはち總督府において國語普及十ヶ年計畫を樹て、この期間に國語解者を五十パーセント以上にする目標で、これに必要な國語講習所を市街庄に増設し、國庫はこれに對して補助金を交付する途を講じたのである。國語講習所は、従来の國語普及施設の缺陷を補つて、教育内容を改め、實質的に教育効果を大きくし、特にその施設に持続性を持たせることに意を用いた。その結果、國語講習所は地方民の喜ぶところとなり、入所志願者は激増し、昭和十五年度の國語解者歩合は五一パーセントに達する進展振りを示した。

一方學校教育はどうかといふと、時勢の進運に應じて學制を定め、年と共にその機構を整備擴充してきた結果、いよゝ昭和十八年度から義務教育制を實施する運びとなつてゐる。本島人兒童の就學歩合は、昭和十五年度の推定で五七・四パーセントに達するが、他面、初等教育修了者の全人口に對する割合をみれば、未だその一割二分程度に過ぎない。従つて、學校教育の普及と併行して、なほ一層國語を中心とする簡易な國民教育施設の擴充強化に努力しなければならぬことは明らかである。

▽國語講習所——公私立の別があり、主として公學校、部落集會所等を會場としてゐる。これに入所出来る者は、凡そ十二歳以上二十五歳以下

に、島民生活の全領域に互つて積極的に指導方策を推進しなければならぬ。

以下、臺灣における國民運動の基礎をなす皇民鍊成運動の動向について述べよう。

内臺一體化方針に基づく皇民鍊成運動が、全面的に且つ組織的に進展するやうになつたのは滿洲事變以後のことであり、特に昭和九年三月臺灣社會教化協議會で、本島教化の指導精神と、各般の教化施設や獎勵方策を確立したのが一轉機であつた。その後全島各地で、部落振興會の組織や部落集會所の建設を進めると共に國語講習所を設け、いはゆる教化網の整備確立を通して全島的に社會教化の振興が促進されるに至つた。

さらに昭和十一年七月、國民精神の振作と同化の徹底を期する趣旨から民風作興協議會を開催し、教化・産業・衛生等島民生活の全野に互つて一層具體的な指導方策を明らかにし、官民一致して全島の運動を展開した。この運動は、今次事變の勃發に伴ひ國民精神總動員運動と表裏一體をなし、島民の國民精神の強化と銃後奉公を促進して、内臺一如の實

た。この運動が計画的に進められるやうになつたのは昭和六年以降である。すなはち總督府において國語普及十ヶ年計畫を樹て、この期間に國語解者を五十パーセント以上にする目標で、これに必要な國語講習所を市街庄に増設し、國庫はこれに對して補助金を交付する途を講じたのである。國語講習所は、従来の國語普及施設の缺陷を補つて、教育内容を改め、實質的に教育効果を大きくし、特にその施設に持続性を持たせることに意を用いた。その結果、國語講習所は地方民の喜ぶところとなり、入所志願者は激増し、昭和十五年度の國語解者歩合は五一パーセントに達する進展振りを示した。

一方學校教育はどうかといふと、時勢の進運に應じて學制を定め、年と共にその機構を整備擴充してきた結果、いよゝ昭和十八年度から義務教育制を實施する運びとなつてゐる。本島人兒童の就學歩合は、昭和十五年度の推定で五七・四パーセントに達するが、他面、初等教育修了者の全人口に對する割合をみれば、未だその一割二分程度に過ぎない。従つて、學校教育の普及と併行して、なほ一層國語を中心とする簡易な國民教育施設の擴充強化に努力しなければならぬことは明らかである。

下の國語を解しえない男女青年で、一ヶ年を通じて百日乃至二百日、國

遊戯、算術等を配して総合的に教育するものである。現在國語講習所は

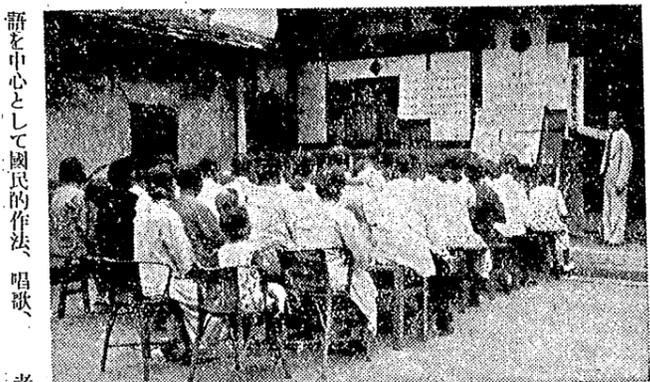
名稱は區々で、皇民塾、全村學校、國語報國所等といつてゐる。都市に

一萬一千餘ヶ所、その生徒数は五十四萬七千餘に達する盛況だが、これが内容充實を圖るために専任講師の養成を奨

励し、補助金を交付して促進を圖つてゐるので、専任講師の資質は年と共に向上し、講習所の運営に多大の効果をあげてゐる。

▼簡易國語講習所——部落では、右の外に農閑期等を利用して、近隣十戸乃至二十戸を一團として更に簡易な講習所を設け、三ヶ月乃至六ヶ月を一會期とし全部落の國語不學者に國語傳習を行つてゐるが、その

名稱は區々で、皇民塾、全村學校、國語報國所等といつてゐる。都市に於いても同様に小地區を單位として開設してゐるが、その經費は地方民の濫出によるもので、専ら男女青年團員の奉仕的活動によつてゐる。なほ近時一般の就學機運が旺盛となつたので、幼児の國語普及施設もまた急激に増加してゐる。



語を中心として國民的作法、唱歌

者に國語傳習を行つてゐるが、その

定表彰を行つてゐる。そしてこれ等

の家庭は本島における生活新秩序建設の推進力となり、率先して陋習打破、國語常用、内地式改姓名その他内塞一體化の具現に挺身してゐるのである。

(二) 青年教育の徹底

本島のやうな特殊な事情下にあつては、地方教化の振興は特に青年の力に俟つことが大きい。翼賛運動といひ、銃後奉公といひ、常にその先驅をなすものは青年層であつて、青年こそ熱意と純真さを以て時局下の臺灣を背負つてゐるといつても過言でない。外にしては多數青年が軍夫として或ひは農業義勇團として前線に活躍し、内にあつては特に國語の普及、生活の改善に努め、さらに銃後各級の活動に獻身的な奉仕をした

實績は眞に目ざましいものがある。従つて皇民錬成運動の推進體育成としての本島青年教育の徹底は最も重要性を有する。

▼青年團の擴充強化——地方青年團の堅實な發達を助成し、全島に指導目標を明らかにするため、昭和五年訓令を發し、爾來これが指導奨励に努め、青年團指導者講習會、中堅青年養成講習會等を開催し、また優良青年團員を内地視察に派遣するほか、一般社會の理解を促進するため、青年團大會、研究會等を開催し、これが進展向上に努め來たのである。特に事變勃發以來、國民精神總動員は地方青年に對する國民的訓練として最も緊要なので、地方男女青年を總動員して訓育運動の徹底を

期した。すなはち、公學校卒業者はすべて青年團に加入させるのは勿論、國語講習所修了者をも包み、これ等の青年を地區毎に、適宜年數次に互つて、時局講話、訓育、教練、有事則應の諸訓練を施し、また各種勤勞奉仕をさせる等、國家奉仕を第一義とする皇國青年道の錬成に努めた。このやうに、青年團運動の擴充強化に努力した結果、今や青年團員數は四十五萬餘に達し、事變前の三萬餘に比し、實に十五倍といふ劇期的増強を示してゐるのである。

▼勤行報國青年隊——事變勃發以來、全島民の銃後報國運動は各方面に展開されてゐるが、とくに青年による勤勞奉仕運動は、洵に顯著なものがあつた。そこで總督府では勤

勞奉仕調査委員會を設け、皇民鍊成の方途としてこれが根本方策を調査審議させ、本島一般青年に對する皇民鍊成施設を確立しようとしたのであるが、まづ紀元二千六百年を期し、臺灣總督府勸行報國青年隊を特設して青年の鍊成に着手した。すなはち、二十歳前後の中堅青年團員を約二百名乃至三百名を一團として召集の上營舎に收用し指導員と起居を共にしながら、二ヶ月乃至三ヶ月間國家的重要事業に勤勞奉仕を行つて各種訓育を施し、日本精神の眞體を體得させて皇民鍊成運動の推進者を育成しようとするものである。本施設は恒久的のもの



が、目下臺中州下務社で産金道路開墾と臺北における臺灣神社造營地の奉仕訓練を實施中である。なほ近く女子青年に對しても右に準じて訓練の施設を講じ、兩々相俟つて時局に則した本島青年鍊成の徹底を期さうとしてゐるのである。

その他の施設——なほ從來内地人青年に限られた青年學校を擴充し、本島人青年學校の設立を認めて齊しく教育訓練をする途を開いた。その他各地に道場教育を主体とする中堅青年養成施設が普及し、今や青年教育の振興に全島を擧げて邁進してゐるのである。

(三) 部落振興運動 部落振興會は、市街庄の下に部落單位に組織し、その区域内の住民を打つて一丸とし、部落集會所を中心として各種の教化活動を行ひ、また

産業衛生等島民生活と密接な關係がある生活面に互つて改善振興を加へ、皇民資質の鍊成と地方振興に努めようとするもので、現在その數五十を超えてゐる。而してこれは、高度國防國家建設の要請に則し、さらに本島保甲制度との聯關を緊密にしてこれを保の區域と一致させるとともに、甲單位に隣保協同體ともいふべき奉公班を内在させ、常會の開催指導によつてその運営を完備にしてゐる。なほ都市では、奉公班を町會または區會の下に置いてゐるが、今やその結成總數五萬七千に達し、都市農村を通じ奉公班の活動によつて翼賛新體制の巨道實踐に邁進しつゝある。

精神總動員本部を設置し、各地方廳以下郡市、街庄とそれの支部、支會、分會を設置させ、中央地方の緊密な連繫の下にあらゆる機關の協力により、官民一體、國民精神總動員運動を全面的に展開してきた。

本島皇民鍊成の諸相

次に時局下に現れた、一般皇民鍊成の諸相を島民の信仰、風俗、習慣等の上についてみると、まづ信仰關係では、從來本島大衆の信仰は佛教、儒教、道教等雜然として判別しにくいものが多く、その間にまた雑多な民間信仰が交錯し、寧ろ迷信に近いものが少くない。従つて國體觀念を深め皇民意識を強化することは到底望めない状態であつた。しかるに、神社を中心とする敬神思想の普及は島

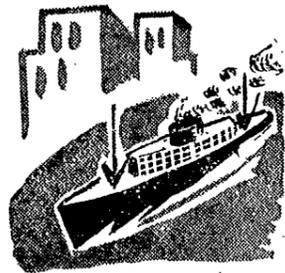
民の自覺によつて著るしく昂揚され、各家庭では正廳を改善して神棚を設け、神宮大殿を奉齋してをり、なほ地方團體等の行事が神社中心に行はれるに伴ひ、神社參拜者の數も事變前に倍する状況である。

また一般大衆の娯樂方面をみて、國語の普及につれて從來の臺灣芝居、講古(口講談のやうなもの)、臺灣音樂等、類廢的で國民意識の強化に有害なものは次第に影を沒し、これに代つて健全な新劇團及び音樂團の結成は全島各地に興り、なほ青年團員による青年劇、學校兒童、國語講習所生徒等による國民歌謡の普及は、島民の國民的情操陶冶の上に甚大な効果を及ぼしてゐる。

(四) 國民精神總動員運動

今次事變勃發直後、總督府に國民

臺灣總督府情報部



商 業 報 國 運 動 展 開

「打つて一丸商業報國」

支那事變が進むにつれて強化された経済統制によつて、最も深刻な影響を蒙つたのは商業者であらう。今日のやうな計畫經濟の世の中になると、商業者はもはや、昔のやうな商人であることは許されない。新しい商人は、國家的に確立された配給計畫に従つて、特定の物資を特定の時と處に圓滑適正に配給する國家的な配給機關でなければならぬ。このやうに、商人の仕事の意味が大きく變化して行く時には、商人自身がまづ心構へを新しく建直し、揮を緊め直してかゝらなければ、いはゆる職域奉公は不可能である。すなはち、商人が商人として、自分の使命を果し、國民としての職責を果すためには、愛國の至誠を以て物心兩方面に互る建直しを必要とするのである。

新時代の動向と、自己の使命に覺醒した五百萬の商業者は、かうして今や商業報國運動によ

つて「打つて一丸、商業報國」の旗幟も高々と、新しい商業倫理と新しい商業機構の上に立つ新商人道の確立と實踐とをめざして、堂々の第一歩を踏み出したのである。

商業報國運動の展開

このやうに、商業報國の氣運は日本商人の愛國の至誠を衝いて、迸り出たものではあるが、この商業報國の運動は、時代に醒めた先驅者によつて早くから唱へられてゐたのであつて、例へば、秋田、福島、東京等各地で商業報國の口火が切られた外、全國の同志を糾合して大日本商士隊、日本商業報國隊等が組織された程である。このやうに澎湃として起つた商業報國運動の胎動は、昭和十五年五月中旬、商業組合中央會が大坂で開催した全國商業組合大會において表面化し、全國的に統一した商業報國運動の積極的展開が、急激の如き拍手の裡に決議されるに至つたのである。そこで、商業組合中央會は直ちにこの決議に應じて本運動の全國的展開に努力し、關係各方面と連絡の上、同年六月に至つて「商業報國運動指導方針」

を決定し、以來着々と運動の組織化に努めた結果、十一月には全國的中樞機關として商業報國會中央本部の結成を見るに至り、本運動に関する各種の團體はこの組織の中に合流し、名實共に全商業者を打つて一丸とする商業報國の體制が整備されるに至つたのである。その後、今日まで商業報國會中央本部を運動の中心として、その全國的組織の完成と本運動の徹底化とが着々と進捗し、今やその全面的實踐の時期に到達するに至つたのである。

綱領三箇條

- 一、吾等商業者は皇民たるの自覺の下に職分を通じ皇國の興隆に貢獻せんことを期す。
- 一、吾等商業者は公益優先を根本理念とし、國家の商業者たらんことを期す。
- 一、吾等商業者は其の機構を革新し、經濟新體制の確立を期す。

これが商業報國運動の三ヶ條の綱領である。この三ヶ

條を具體化し、實踐することが商業報國運動の目標であり本質である。

綱領第一は、日本國民たるの自覺と誇りとを以て、商業者は商業者として、その職分を通じて皇國の興隆に貢獻せんことを誓ふものであつて、これこそ自己の使命と責任とにめざめた、日本商人の確乎不拔の精神を示したものにほかならない。商業報國の熱情は、この根本理念から導かれたのである。

綱領第二は、いはゆる新しい商業倫理の確立である。これまでの商業者は、餘りに營利主義に墮したため、多くの特徴や長所があつたにもかゝらず、世人の聲望を買つたのである。營利追求の經濟活動が、窮極において社會の福利を増進し得た自由主義經濟時代においては兎も角、今日のやうに、國民經濟を國家總力發揮のために總動員しようとする時代にあつては、あらゆる經濟活動は、公益優先の理念の下に國家奉仕のために行はなければならない。従つて、配給部面の擔當者である商業者も、今日では公益に奉仕する配給者でなければならない。

ならない。職域奉公、公益優先を基本理念とする新商人道の實踐こそ、商業報國運動の根本目標であり、現在商業者に課せられた最大最高の義務であらう。

綱領第三は、新しい商業機構の整備である。新商人道の實踐は、商業者の精神的訓練だけで完成するものではない。新しい機構を通じて初めて新しい理念は行爲として實踐されるのである。

元來、日本の商業機構は、自由主義的な經濟體制の中に生れ育まれて來たものであつて、決して計畫配給機關としての形態を具へてはゐなかつた。従つて商業者が公益優先を基調とする國家的配給の機關となるためには、その機構の革新整備は不可欠緊急の要件で、この國家的使命完遂のため、進んで機構の革新を圖り、經濟新體制の確立に邁進することこそ、自己の眞使命に覺醒した商業者の進むべき途であるといふことが出来るのである。

實踐する諸事業

商業報國運動は、架空の理想でもなければ、空虚な宣

傳でもなく、前述の綱領を各自の職場に生かすと共に、生活そのものの中へ渾然として融合させることである。従つて、商業報國運動は、その實踐組織である商業報國會を通じて、次のやうな事業を展開しようとするものである。

公益優先の商業理念の普及徹底

新しい商業倫理は、他から押し付けらるべきものではない。商業者が日々の活動を行ひ、その經驗を通して自然に體得出来るものである。商業報國會は、講演會とか研究會、座談會その他の啓蒙運動をするものであるが、要は、從來商業者の心のうちに眠つてゐた公徳心を呼び覺まし、活潑にすることである。

配給機構の整備促進

商業の公益性を達成するには、自由經濟時代の不合理、無統制な配給機構を整備して、眞に國家の配給機關としての使命を果せるやうにしなければならぬ。それには、商業組合制度を中心として商業者に組織と統制とを與へるとともに、商業經營の改善を圖らなければならない

い。商業報國會は、組合の結成に對する相談、指導、或いはその整備擴充を圖るための各種講演會、座談會その他經營改善のための研究會等を行ふと共に、現在行はれてゐる商業組合制度の整備についても、公益優先の立場から行政官廳等とも協力して、その圓滑な遂行を促進しようとするのである。

統制遵守の徹底化

例へば、公定價格や統制法規の周知徹底を圖るとか、經濟警察との連絡を密にして相互の理解を深めるとか、その他統制遵守の徹底化等に商業報國會が受持つ仕事は非常に多い。

企業合同の研究と實施への協力

企業合同は、配給機構の整備を實施するためにも、商業者の經營を改善、合理化し、配給能率を向上せしめるためにも必要であるが、如何なる業種についても劃一的に出来るものではなく、各地の事情や業種、業態に應じて、その方針、方法はおのづと違ふのである。そこで、商業報國會は當業者の體験と知識とを活用して、實情に即

した方針なり、方法なりを研究し、企業合同の實施を容易にするために協力しようといふのである。

轉業の指導幹旋に協力

現在轉業の指導幹旋機關としては、國民職業指導所を初め幾多の機關が設けられてゐるが、商業報國運動はそれ等の機關と協力して、商業者の職業轉換の円滑な遂行についても積極的に協力しようといふのである。そのために相談部などを設け、親切に指導することも行はれやうし、また轉廢業者の資産、負債の整理については、關係商業組合や國民更生金庫と緊密な連絡をとり、圓滿な解決に盡力する筈である。

消費者組織との有機的結合

商業者は消費者の便宜を圖らなければならない。近頃、商業者のサーヴィスが低下したことは、事實これを否定することは出来ない。これは國家の配給機關としての商業者本来の使命を忘れたものであつて、これでは商業者自身の存在理由を否定するばかりでなく、恐いては國民生活にも少なからざる悪影響を及ぼすことは明らかである。

ある。商業者はあくまでも社會的使命、國家的使命にめざめなければならない。それには、まづ消費者と有機的に連絡し、密接な關係を保つて國家の配給擔當者として、消費者に對しては出来るだけ親切を盡すと共に、不當な行爲に對しては、毅然たる態度でその非を悟らしめなければならない。商業報國會等が、町會、部落會、隣組等の消費者としばしば懇談會を催し、相互の希望、意見を交換することが何よりも必要である。

新生活運動促進

商業者は何よりもまづ立派な國民にならなければならない。まづ自己の生活を刷新しなければならぬ。かういふ意味で、商業報國運動は覺悟運動の一環となつて、商業者全般の精神運動を展開し、舊弊になづんだり、不合理な生活を続けるやうなことを止め、眞に商業者更生の第一歩を踏み出さうとしてゐるのである。このためには、商業報國會を中心として商業者錬成道場の設置なども計畫されてゐる。

商業青年の指導

商業報國會は店主だけを構成員として組織されるものであるが、従業員的生活刷新運動はこれにも増して重要である。將來の日本の商業の運命は商業青年の雙肩に懸つてをり、殊に新しい商業倫理を確立するためには、何よりも純正な青年府に働きかけることが必要である。もとゞ商業青年の指導は、店主の個人的な慈愛に俟つものであるが、問題が極めて重要なので、特に商業報國運動ではこれを取り上げ、商業青年の集團訓練を行ふことになつた。そして、このために若い店主、家族、従業員等で商業報國青年隊を結成し、次の世代を擔ふべき商業青年の精神的、肉體的鍊成を期すことになつたのである。

商業報國運動の組織

商業報國運動は、總ての商業者が参加すべきもので、一般の物品販賣業者は勿論、床屋、洗濯屋、寫眞屋のやうな技能商業者、旅館、飲食店、修繕加工を行ふ者等、廣く一般に商業者と考へられる者は、擧げて商業報國運

動の組織に加入し、商業報國の誠を盡すべきである。百貨店もこれに参加することは勿論である。

このやうに、本運動は數百萬の全商業者を網羅する一大運動であるから、その統一ある發展を圖り、本来の理想に邁進するためには、どうしても全國的に整然とした組織を持たなければならない。従つて先にも述べたやうに、商業組合中央會が中心になつて商業報國運動の全國的統一を企圖して以來、着々と全國的組織化の歩を進めて來たのであつて、今日では全國的に大體の體制を整へるに至つた。

商業報告運動の組織は、商業報國會、道府縣商業報國會本部、商業報國會中央本部の三者を中心とした組織とする。

(一) 商業報國會

商業報國會は、商業報國運動組織の單位團體であり、本運動の實踐機關である。個々の商業者は商業報國會を結成し、これによつて商業報國のための諸事業を實踐

し、この團體組織の活動を通じて自己の心身の錬成に努めるのである。

商業報國會は、原則として商業組合を中心として結成される。商業報國運動は商業者の毎日の商業活動そのものの中に實踐すると同時に、商業者として國家の商業機關たらしめるために、その機構の全國的整備をも目的とする。従つて、その運動の組織も全商業機構組織化の機關であり、全商業者に對する助長統制の機關である商業組合組織と表裏一體となつて展開されなければならぬ。しかし、商業報國運動は全商業者の運動であるから、商業報國會が商業組合を中心として結成される場合でも、報國會には商業組合員以外にも廣く商業者が参加することは勿論である。若しまた商業組合を結成してゐない商業者があれば、それ／＼その結成する各種の組合團體を中心として、適宜商業報國會が結成されるのである。

商業報國會の内部組織は、會長以下が中心となつてその推進力となるべき機關が適宜設けられるのであるが、

商業者と消費者との連絡を緊密にするための連絡協議會や、配給問題の研究を行ふ各種の研究會、商業報國の實踐躬行を促す推進班、或ひは商業青年の錬成を目指す青年隊等が設けられてゐることは特に注目すべきであらう。

(二) 道府縣商業報國會本部

道府縣の商業報國會本部は道府縣毎に設けられ、商業報國會中央本部の指令を受け管内の商業報國運動を指導し、連絡を圖つて實踐を容易ならしめる機關である。

その構成員は道府縣内の單位商業報國會である。

道府縣本部には、本部長一名、副部長二名以下の機關が設置されるが、本部長は地方長官自らこれに當り、副部長の中一名は道府縣經濟部長、他の一名は業者代表の適任者がその任につくことになつてゐる。

(三) 商業報國會中央本部

全國の商業報國運動を統轄する中心機關として中央本

部が組織される。その構成員は、道府縣商業報國會本部であるが、その他に、全國を地區として結成された若干の商業報國會と、全國の百貨店だけで結成される日本百貨店商業報國會の二者が直接中央本部に所屬する。

中央本部には總裁、副總裁各一名の外、本部長、副本部長各一名が置かれ、その下にそれ／＼各種の機關が設置される。また顧問、中央指導委員等の特殊の機關も設置される。總裁は商工大臣自らこれに當り、全國の商業者を直接統轄し商業報國の實踐に邁進するのである。

この外、中央本部の組織の中には、關係各官廳の代表が加入するだけでなく、大政翼賛會、産業報國會、商業組合中央會、日本商工會議所、日本實業組合聯合會など幾多の關係民間團體をも網羅し、眞の綜合的中央團體としての役割を果しつゝあるのである。

期待されるその發展

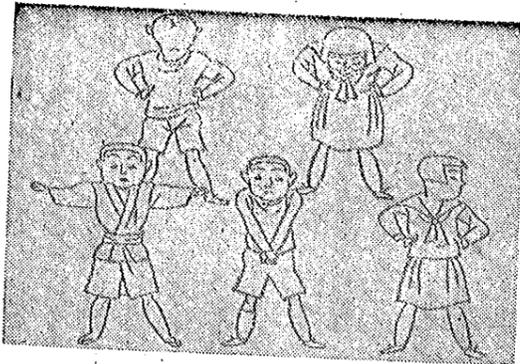
以上述べたやうに、商業報國運動は全國數百萬の商業者の職域率公の赤誠を働いて、進み出した一つの愛國運動

に他ならない。商業者の本運動に對する熱意は極めて熾烈なるものがあり、本運動が全國的に展開されてから日なほ浅いにもかかわらず、その發展は目覚ましいものがある。

本運動がますます健全な發展を示し、その目標とする理想が實現されることを希望して止まない。たゞこの際特に注意しなければならないことは、本運動は本來日本國民としての赤誠の發露である純正な報國運動に他ならない、その展開途上において假りに商業者としての、いはゆる商權擁護運動に墮することがあつてはならないといふことであつて、商業報國に邁進する商業者としても、この點については十二分の覺悟と配慮とが肝要であると共に、政府としても特に指導上深く考慮してをり、先般、本運動の指導獎勵方を各地方長官に通牒した際にも、この點に關する注意を特に喚起し、今後の指導監督に過誤なきを期したのであつた。國民各位におかれても、時局に覺醒した商業者の雄叫びとして、本運動の純正なる本質と眞意を理解され、國家のため協力せられんことを希望して止まない。

國民學校の教科書は

どうなるでせう



三段構への編纂方針

全國民待望の國民學校もいよいよ来る四月から實施されることになりました。この劃期的な教育の大改革に對して、どんな教科書を作るかといふことは、文部省圖書局で最も苦心したところでは、すなはち一昨年来、教育審議會の答申等に基づきまして、新教育の精神を、如何に教科書に具體化するかに、ついて具に研究し、教育の實状をも調査し、また昨年春には、教育學者、教育評論家、教育實際家の方々か

ら、しばしば意見を聞き、四月になつてまづ編纂方針の作成にとりかかりました。そして二月有餘慎重審議して、方針も確立しましたので、爾來着々と編纂の仕事を進めてきたのです。

この編纂方針は、どこまでも國民學校の教育精神に基づいたもので、まづ第一に、國民學校教科書全般に通ずる一般方針を立て、第二に、各教科、例へば、國民科であれば國民科全體に通ずる方針を立て、第三に、國民科中の修身とか國語とか國史とか地理とかいふ科目の編纂方針を立てたのです。國民學校教科書の編纂方針は以上の三段構へで出来てをり、これは近いうちに出る施行規則の總則、教科、科目の三段構へと一致するのです。また國民學校教育の特色の一つである教科々目の關

係もこれによつて始めて具體化されるのです。(今日の児童は、エフセーより)

がらり變る教科書

つまり國民學校の教科書は、どこまでも國民學校令の目的に副つて、皇國の道に則り國民の基礎的鍊成をなすに必要なものを、國民生活に即し、児童身心の發達に留意して精選し、排列したものなのです。これではあまりに抽象的な言葉でわからぬ方もあるかもしれませぬから、便宜上児童身心の發達に留意して精選するといふ方面から、やゝ具體的に中し上げて見ませう。

國民學校は滿六歳の児童を收容し八ヶ年で教育する學校であります。この八ヶ年の間に、児童の心身がどう發達するであらうか——これを詳しく調べ

て四つの時期に分けて、初等科第一期、第二期、第三期、第四期、高等科第一期、第二期、第三期、第四期としました。かうしたのは心理學の學說や、實際教授の體験などを斟酌した結果であつて、このやうに、児童八ヶ年を四期に分け、各期それぞれ児童身心の發達の階段に即して全教科書を作るといふことは、我が國教科書編纂史上未だかつてないことです。

この發達階段に即應して適切な教材を與へ、適切な指導をしてこそ、児童はりつばに鍊成されて行くのであります。このやうに、児童の心身の發達に留意したことは、決してこれまでの児童中心主義教育が主張したやうに、児童のために児童を開放するといつた自由主

義的な考へからではなく、どこまでも皇國の忠良なる臣民を作り上げてゆく過程として、方法上萬遺憾なきを期すためであります。

四月から出る教科書

四月の新學年に出る教科書は、右に述べましたうちの第一期、すなはち第一・二學年の児童に對する教科書ですが、この一・二學年のものは編纂上いさばんむつかしく、種々の工夫と細心の注意が拂はねばならないのです。何しろ相手は六・七歳の頑皮な子供で、いはば幼稚園の子供と殆ど變りないものばかりです。第一期の教科書は、かうした児童が、今まで家庭で持つてゐた電車や汽車の本とか、漫畫の本とかいふものの延長になるべき

ものであります。そこで今度出します教科書は、ヨイコドモだとか、ヨミカタだとか、カズノホンだとか、エノホン、ウタノホン、テホンといった、児童に極めて親しみのある名前をつけたばかりでなく、その教材もこのやうな期の児童の生活なり心情なりに、びつたりと適合するものばかりです。

しかし、かうした頭はない子供の生活の中にも、天長節や明治節や新年や紀元節には、學校の厳肅な式に参列して御眞影に最敬禮をいたし、君が代を奉唱する生活があります。家にあつては、おとうさん、おかあさん、おぢいさん、おばあさんがあつて、それ／＼御挨拶も、子供ながらも仕へる道があります。佛

壇には祖先のお位牌がまつてあり、神棚の神さまもをがむことを知つて



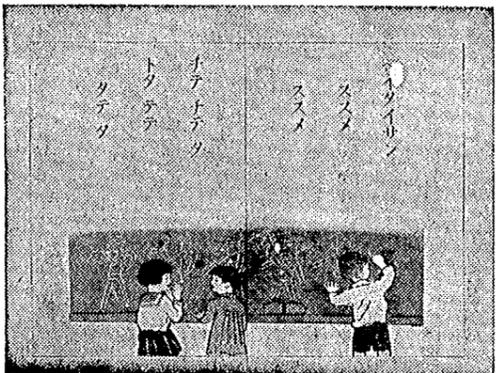
氏子であつて、幼い時から父兄に伴な

はれて参拜いたします。國體に對する觀念、敬神崇祖の念に培ふべき教材は、頭はないかうした子供の生活環境にいくらでもあるのです。

また「ゆふやけこやけ」の歌を叫び、「十五夜お月さま」の歌を歌ふのは、このわが美しい國土に對する子供の讚美の聲であり、蟬を取り、ばつたを追ひ廻す中には彼等の科學生活の芽ばえがあります。おはじき遊びをし、買物つこをする間に、彼等の數理思想が培はれ、經濟觀念も培はれて行きます。畫をかき、紙細工をし、おもちゃのやうなものを作つて行く間に自ら工夫創造の心も養はれて行きます。更にまた山國に育つた子供は、山の向ふの海にあこがれ、海に育つた

子供は、岫にもぐつたり、舟に乗せてもらつたりして、海國日本の少年として育つて行くのです。殊にこの時局下では、おとうさんや、にいさんや、おぢいさんを戰場へ送り、戰場の生きた便りを聞き、滿洲や、北支や、中支や、南支や、その他東亞の大天地を望んでゐる子供も決して少くはありません。そこで彼等はラヂオ體操をする。兵隊ごつこをする。兵たいさんに呼びかけらる。飛行機に夢中になる。戦車のおもちゃを買つてもらふ。軍艦の繪本をのぞきこむ。模型飛行機を飛ばせる。――

一々數へ上げれば、子供の生活の中には、實に驚くほど多數の國民的な教材があるのであつて、大人から見れば、一見たわいもないかうした遊びを主とする彼等の生活を取り上げて、教育的



に指導し、魂を吹込んで行くのが國民學校の第一期の児童に與へる教科書であります。今日のはゆる高度國防に色彩感覺の修練をいたしますのも、すべてこの目的に外ならないのです。元來色彩といふものは、今日の進んだ印刷技術でも標準的のものを出すことが出来ません。そこでエノホンには、わざ／＼手で染めた九色乃至十三色のあざやかな色紙が添附してあります。すなはち國民學校の教科書は、皇國の道に則り國民の基礎的鍊成をなすに必要な教材を精選し、これを組織化したものであります。それは第一期の頭はない児童の用ひるものまでが、ちゃんとその組織體系の中にはいつてゐます。(註はヨミカタ)

五千三百萬冊を準備

さて、以上教科書の編纂に關して申し上げましたが、かうして編纂される

教科書は、今日わが國の最も進んだ製
版技術、印刷技術によつて製版印刷され
て行くのです。この大規模な計畫によ
つて編纂される國民學校教科書は、十
六年度に出る初等科第一、二學年に
關するものだけでも、兒童用書、教師
用書、掛圖を合せて約六十冊、これ
を全國の兒童及び學校の先生方に供
給いたしますのが、實に五千三百萬
冊といふ夥しい數に上るのでありま
せん。

今日わが國空前の非常時局下におい
て次代の國民を教育すべき教科書のた
めに、かくも夥しい物質及びそれに應
ずる動力、人力を動員することが出来
ますのも、一重に 陛下の尊い御稜威
によるものと、まことに感激措く能は
ません。願はくは、かくして

教育部編纂
教學叢書 第九輯 定價 四十五錢
送料 九錢

今上陛下御日常の一端……鈴木貫太郎
神武天皇の御鴻業……吉田靜致
惟神の大道……寛克彦
教育勅語と我が國の教育……吉田熊次
興亞の大業……松岡洋右
科學する心……橋田邦彦

紀念號
教育部發行
全國各地報館書局均有代售

南支援蔣路の封鎖作戰

一般の狀況

去る二月四日香港—韶州援蔣ルートの遮断作戰を敢行して豫想外に莫大な抗戰物資を鹵獲（彈發油約一萬七百萬噸、石油約千五百萬噸を始め、多岐の油類、金屬類）したわが南支軍は、又も三月三日拂曉、海軍と協同して突如雷州半島方面に残存する援蔣路に對し、數ヶ支隊に分れて一齊に上陸作戰を行った。

さきの香港ルートとの貿易は、九龍海關の統計によると輸入額は昨年五月をひとすれば、昨年十一月にはその二、八倍に上つてゐたのであるが、今回作戰が進められた實州港も同様に、昭和十五年の輸出六千八百二十萬元で全輸出の三、五%を示した前年の約二倍となつてゐた。

作戰經過の概要

陸軍

のが、最近の貿易はさらに活潑で、本年一月中の輸入は全體の十七%一千三百七十六萬海關金單位となつて第三位に躍進してゐることによつても、重慶が残存せる本ルートを重視してきたことがわかる。なほ北海その他の小港も統計には現はれていないが、實際には密輸中繼地として相當の活躍をしてゐたものである。

わが南支軍の有力部隊は、陸海協同の妙を遺憾なく發揮し、三日未明澳門西方地區から東、京、海、北、海、附、近にわたる敵軍需品輸送策源地と思はれる要衝に一齊に奇襲上陸

の諸政を我が軍の管理下に置く旨堂の聲明を發した。今次事變勃發以來四ヶ年近くになるまで、北・中南支を通じて皇軍占領地域内において正式に軍政の實施を見たのは今回が初めてで、從來皇軍の占領後行つた住民に對する政治、經濟、文化工作の一般的形態たる治安維持會制度を排して強力簡明な軍政を施行したことは、特に注目し得る。なほこの地域内における中國人及び第三國人の生命ならびに利敵援將に關係のない財産の保護を明らかにすると共に、皇軍に反抗し或は敵性を有し援將をなす一切の行動に對しては、その者の國籍を問はず斷乎極刑をもつて臨むことを闡明した。これは固より必要にして且つ當然なる公明正大

な措置である。

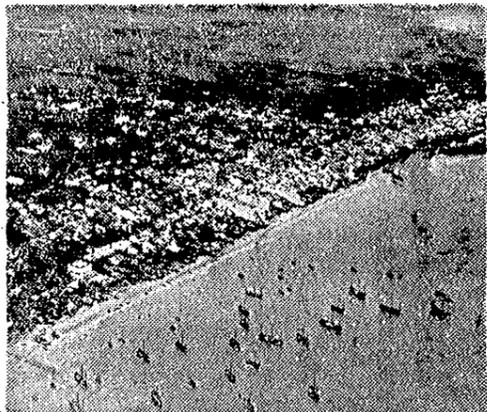
歴史的壯舉の効果

今回決行された南支沿岸各地への奇襲上陸は、實に四百料以上の地域に亘る歴史的壯舉である。この壯舉は將政權の最後の輸血路を遮斷した點に重大意義があり、同時に軍需物資の缺乏に悩む抗日陣營にとつてはこの上もない苦痛であらう。外力依存に専念する蔣介石一派は事變後西北ルート、ビルマ・ルート、佛印ルート、西南ルート（廣東廣西方面、浙江福建ルートなど）いろ／＼な徑路をとつて軍需食料その他の必要な物資を奥地に運んでゐたが、廣東陥落後の最も重要な輸送路は佛印ルートであつた。すなはち

それには佛印から滇越鐵道で昆明に運ばれるものと、佛印から南寧を経て奥地に持込まれるものがあつて多量の物資が大體順調に動いてゐたが、これは皇軍の南寧方面占領、佛印進駐によつて全く遮斷され、浙江・福建兩省通過によるものは寧波、福州その他の海港が封鎖されたために殆んど無力化し、ビルマ・ルートは海軍機の勇敢にして巧妙な度重なる猛爆に遭ひ非常な打撃を受けた結果、香港から沙魚涌、淡水、惠州などを經て韶州に出る、いはゆる香韶ルートに大修築を加へて主要な補給路とし「國門」といはれるまでになつてゐたが、これも去る二月四日我が軍が完全に遮斷したため、それまでも秘かにやつてゐた廣東省西南岸各地

から奥地への輸送に全力を傾け、これが案外輕視出來ぬ状態を呈するに至つた。蔣介石側としては自ら白狀するやうに、西北ルートは遠距離のために思ふやうに利用出來ず、止むを得ず廣東省西南岸の不便な各港に頼らなければならなくなつたのである。この廣東省西南岸諸港はイギリス領の香港に近接してゐる關係から、小型汽船や帆船を用ひ頻繁に往來出來るといふ便利があつた。何しろこれが重慶側最後の輸血路であるところから死者狂ひの努力を拂ひ、あらゆる犠牲を惜まざ文字通り懸命の奮闘を續けてきたのであつた。

南支軍發表による南獲品は、別掲



大本營報道部の記事にあるやうに、莫大な數量にのぼつてゐるが、今後ますますに種々の輸出入品が續々南獲されることは想像に難くない。かやうにして折角の苦心輸送が水泡に歸しただけならばまだしも、この重

要交通路杜絶の報に接した蔣介石は、意外の電撃作戰に驚嘆してゐることであらう。

無駄な

香韶ルート強化案

一體、重慶政府は香韶ルートや廣東省西南岸ルートに對してどのやうな注意と善後策を講じてゐたかは重慶政府の御用紙香港大公報の記事に見られる。昨年十二月二十六日附の同紙によれば（二十一日留關發航空便）交通部は各省公路の工事を進め能率をあげる觀點から全國を七ヶの督察區に分ち廣東・廣西二省を第一督察區とし、その主任顧澤澐は數日前公務を帯びて韶關に至り、次の

如き談話を発表した。

…抗戦以來工事の比較的よいものは多くは順次に占領され破壊されて、残つてゐるのは従前の二等道路である。これが全長約一千六百キロ餘で、その主要幹線は東部の蕪湖を起點とし梅縣、興寧、龍川、忠信、連平、曲江(韶關)。乳源、連縣を経て廣東、廣西兩省省境の陽朔關に至り、省内の北部を横貫する長さ七百八十キロのものである。…なかつく韶關から興寧に至る國際公路(香港に聯絡する意味からかく稱したのであらう。香港公路は前記龍川方面から水路や陸路によつて大鵬灣—英國租借地内—の沙魚涌に出で香港及び九龍との間に汽船で聯絡されてゐる)は長さ四

百キロで、その大部分は道路面が破損したり曲折が多かつたりして、往來に不便だから是非改善しなければならぬ。忠信から定安(江西省)に至る八十四キロの公路もある關係から(江西省のタンクステンを運出するためはなからうか)必ず改善しなければならぬ。韶關—興寧線には、九十萬元、忠信—定安線には六十萬元をそれ、中央政府から改築工費が補助されることになつてゐる。

最後の輸血路 保持に盲動

これによつてこの方面の公路に重慶政府は非常に力を入れたので、これが判明するであらう。

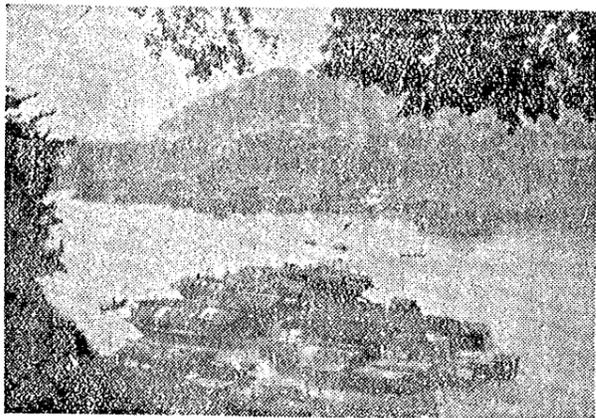
また一月十三日附の同紙に次の如き遠溪(廉江の南方)十日發通信が出てゐた。

第〇戰區司令部は南部各縣公路は以前日本軍の侵入を防ぐために自ら破壊した結果、交通に障害を來たしてゐるが、日本軍は既に撤退したので交通の便を復舊する見地から、關係各縣に重要公路の修復を電命した。合浦縣(北海の北の廉州)では既に工程辦事處を設立するに決し、合浦—靈山線が廣東、廣西二省の交通上必要であるのに鑑み、先づこれを修復することになつており、これが竣工した後に合浦—北海線に着手し、合浦—北海線は海岸に接近してゐる關係から當分修復に着手しない。

…なほ日附紙上の桂林七日發航空便通信によれば、廣西省驛運(舊式運具による運搬)路線

は、同省驛運管理處で實際の必要に應ずる第一歩の決定をし、水運では梧州—南寧線、梧州—柳州線、梧州—桂林線の三つを開き、陸運では玉林—賓陽線、賓陽—宜山線、南寧—欽廉(廣東省)線の三つを開き、水陸の運輸聯絡上では差當りまづ賓陽—南寧線の一つを開くことになつてゐる。そして既に驛運幹部訓練所を設立し、本月十日から講習を始めることになつてをり、一ヶ月間の講習を終へた後、關係各地に派遣して實務に當らせる

豫定である。…これによつてみると我が軍が南寧



方面を撤退した後に廣東廣西兩省當

局者が交通運輸の復舊に努めてゐた有様が窺取され、それが香韶ルート

の杜絶のため拍車をかけられたものと察せられる。また前記の驛運についてちよつと説明を加へる必要があると思ふ。重慶側は昨年七月全國驛運會議を重慶で開き、交通部管下に驛運總處を設けることになり同處は九月に至り出來たのであるが、これは運搬自動車(ガソリン)の不足を補ひ、ガソリンを節約する見地から計畫されたものであつて人力獸力をもつて自動車に代へようといふ案である。これも國際交通路融和による善後策であることはいふまでもない。

一石三鳥の妙手

蔣政権が武器軍需品を英米その他の外國に仰いでゐることは周知の通りであるが、その代價支拂に充當すべき財力の餘裕がある譯ではなく、それがためには支那の物資を輸出して外貨を獲得しなければならぬ。そのためアンチモニー、タングステン、錫、桐油、茶、蠶絲、羊毛などの増産に非常な馬力をかけ、特に前記三礦物の増産に力を注ぎつゝあるが、昨年度の産額は一昨年度に比べて五割増加し、本年度は昨年度の倍額に達せしめると宣傳してゐる。

前上陸作戦はこの點からみて、單に武器軍需品の輸入を防止しただけでなく、外貨獲得も困難に陥らしめたもので、さらにこれを通じて人心を不安に導き、抗戦必勝のスローガンが出鱈目なお題目であつたことを如實に玩味させる結果となり、抗戦派にとつては三つの苦痛を一時になめさせられるわけで、帝國は一石三鳥の妙手を打つたことになる。ことにこれまでさへ食料問題に備へ、外米輸入、代用食の配給などに一方ならず苦心し、二月二十日から全國穀物會議を

開いて善後策を講じることになつてゐたからである。この時に當つて突如最後に残つた輸入港の全部を封じられたのだから、食料不足に悶ゆる多數の人民は益々困るであらう。いくら生産擴充計畫をたてたり、奥地に道路網を造つたりして見ても、こんな状態では蔣政権の行詰りは愈々單に時の問題といふのはかはない。

寫眞眞報 (三月十二日號)

國民學校特輯

- ◇國民學校一年生
- ◇お古の洋服つくろつて
- ◇國民學校の新しい教科書
- ◇國民學校早わかり
- ◇常習の「ベイチ」新學年の無駄なし用意(讀物)
- その他



泰佛印紛争調停の經過

一應の段階に到達

泰佛印國境紛争調停問題は、最終段階に至つて佛國側の態度が容易に決定せず、遷延を重ね遂に停戦期間の満了を翌日に控へた三月六日まで持越され、同日午前十一時すぎアンリール駐日大使の松岡外相訪問となり、同大使によつて齎された佛國側の回答内容は、すでに原則的には我が調停案を諒解しながら細部の諸點について未だ留保を解かず、なほ今後の折衝を要請したもので、全面的解決までにはなほ距離を残してゐるが、大局的にみれば、これによつて一應の段階を劃するに至つた。

一方、現地では、七日正午に期限満了となる佛、泰停戦協

定に對し、この際とくに停戦期間延長を行ふことなく、その後の措置については帝國政府において責任を以て善處する旨を我が方からそれなく申出でた。

かくて、七日朝來、日佛泰間の頻繁な個別折衝により最後の解決に向ひ可成り進捗はみたが、佛、泰兩國全權とも更に本國政府へそれ／＼請訓したため、停戦期日當日たる七日に期待されたやうな完全妥結の域には到達せずして、遂に後へ持越されたのであつた。

停戦會議まで

これよりさき、去年の九月、泰國における失地回復運動が表面化されて以來、泰佛印間の關係は次第に緊迫の度

を加へたため、帝國政府は、大東亞の安定と東亞民族の共存共榮を慮り、かゝる問題は干戈に訴へることなく、平和の裡に解決されるやうに念じ、必要な措置を行つてゐたのであつた。

そして佛國側に對しては、既に十二月初め、アンリ一駐日大使を通じて、非公式に、紛争解決について調停の用意がある旨を送つて置いたのである。

それにも拘はらず、その後兩國間の戦闘はますます激化擴大されるに至つたので、一月二十日、松岡外相より佛・泰兩國政府に對し、戰闘行為の即時停止、ならびに居中調停に關する帝國政府の提議を正式に申入れ、二十四日兩國政府の受諾となり、こゝに一月二十八日午前十時兩國間の戦闘行為は停止された。

ついで一月二十九日から、サイオン洋上の帝國軍艦内で停戰會議を開始し、三十一日午後六時（日本時間午後八時）に至り、泰・佛印間の意見一致し、兩國全權及び帝國代表によつて調印され停戰協定の成立となつた。

この停戰協定には、雙方の軍隊が一月二十八日午前十時

現在の占據地帯より十軒後退し、明確に兩國軍隊の占むべき線を定め、泰灣における兩國軍艦の越えてはならぬ境界線をも定め、同協定に調印した帝國代表は協定の實施を監視し、その目的のために必要とする一切の便宜を供與されること等が規定されたのである。

東京會談開かる

かくして、泰・佛印國境紛争を處理すべき調停會議は東京において開催されることとなり、兩國代表團は日本航空會社機の楠・磯風・櫻等の各機に分乘して羽田に飛來し、會議は二月七日から首相官邸において開催された。

そして當日、松岡外相は調停主席委員として挨拶を述べ「我が國は東亞全局のため遂に起つて調停の勞を執ることになつたが、一度調停に乗出した以上、皇國としても決意と責任とを以て問題の解決に努力する意向である。」とその決意を示し、佛國全權アンリ一大使、泰國全權ワラワン殿下もそれ／＼感謝の辭と協定の急速な成立を希望する旨を述べた。

ついで翌二月八日からは、いよいよ具體的問題の討論を行ふため外相官邸で最初の非公式會談を開催し、九日には第二次の會談を續開して泰側の失地回復問題を中心に討論を行つたが、この非公式會談は以上の二回を重ねたまで中止となり、それ以來は帝國調停委員を中心とする三國間の個別的折衝に移つたのである。

従つて、討論は二月十一日正午の停戰期限までには到底終了の見込みもなく、十日に至り、停戰期限は更に二週間即ち二月二十五日正午まで延長される旨の公表となつた。

かくて個別的折衝は重ねてつゞけられ、一應の結論を得て、十七日に第三回非公式會談の開催となつたが、佛・泰兩國の主張には、なほ可成りの懸隔があり、ために十八日からは再び三國間の個別的折衝に移つたのであつた。

而して、停戰期限たる二月二十五日までに纏まる見込みなく、二十三日に至り帝國政府は更に停戰期限の再度延長を佛・泰兩國に要求し、兩國側の承諾により十日間、即ち

三月七日正午までの延長を決定した。ついで二十四日、第四回非公式會談を開き、こゝに帝國の最後の調停案を提示し、二月二十八日を限度としてこれに關する佛・泰兩國の回答を求めたのである。

しかしながら同調停案に對し、泰側では直ちに受諾の回答を寄せたが、佛印側は細目的問題につき異議を呈したため二十八日中には遂に受諾の回答なく、その後帝國政府側は、二十八日、三月二日ならびに四日とつゞけて督促したものの、なほ満足な回答を得るに至らなかつた。

この間、佛國側は本國政府の回訓に基づいて數度に互り佛側の主張を繰込んだ妥協案を提出し、帝國側と個別的折衝を行ひつゝ、遂に停戰期限の前日たる六日を迎へるに至つたのである。

主要點の同意成立

かくして三月六日午前十一時、アンリ一佛國大使が松岡外相に齎らした佛國回答により、さきに帝國側が提示した

露光量違いにより重複撮影

最後の調停案は、佛・泰兩國によつて原則的に受諾されたこととなり、二三の細目に關する折衝を残すのみとなつたので、同日午後二時「日本國政府の提示したる調停案は、その主要なる點につき佛・泰兩國政府により同意成立せり、而して細目に關する殘餘の諸點は兩三日中に解決せらるる筈なり」との日佛泰三國共同コミュニケを發表した。

すなはち、佛・泰兩國政府は國境紛争に關する帝國政府の調停案を主要點において承諾し、細目の點についても兩三日中に妥結の運びに到るものと期待する旨を表明し、これによつて、泰・佛印間の紛争の再燃を豫め防止すると共に、

訂正
一、現報第三六號二月五日發刊日誌中、一月三十日、國防保安法、貴族院本會議に、國防保安法委員會に訂正
一、第二七號二月十二日發刊日誌中、二六頁下段第十三行、五八、五八に、二七頁上段第十行、約二十年に、二七頁上段第十四行、十六年、十七年に、
一、第二八號二月十九日發刊日誌中、次の通り訂正並びに挿入致します。二四頁下段第十四行、面積五千坪に、五頁下段最後の行、貸借權を、賃借權に、十二頁上段第十四行、第五條第二項の次に「後段を挿入」
一、同號所載「石炭節約するに」中、二四頁一行「不燃煙氣は煙氣に、同二三頁發刊管理制の項、初行「氣體土は、實體土に訂正

に、これをめぐる第三國の策動を封じたのである。

かくて残された局部的懸案につき、七日朝來の頻繁な個別的折衝をつゞけ、佛・泰兩國全權とも更に本國政府へそれ／＼請訓し、こゝに完全妥結を翌日へ持越し最終解決もいよいよ目睫に迫つたのである。

週報

昭和十六年三月十二日發行
編輯部 東京市神田區
印刷部 東京市神田區
發行所 東京市神田區大塚町

定 價
一部 五錢
（外國郵便に依る地域は送料共一部十錢）
▲預約送附希望の方は二部五錢（外國郵便に依る地域は十錢）の割合を以て前金を添へ御申込み下さい
▲特大號の場合は其の都度御送金より差額を申受けます

申 込 所
内閣印刷局發行課
電話九ノ内三五一九
振替東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市神田區大塚町一ノ二三
振替東京九三九〇番
各書店・驛賣店

御 注 意
▲本誌より轉載の場合は必ず「週報」何號より轉載の旨を明し、且つ著者姓名を報明し、報明後三週間は御返付下さい
▲本誌記事の無断複製は御断り致します
▲掲載記事に對する御希望や編輯に關しての御意見も週報編輯部にお知らせ下さい
▲本誌を他へお送りの場合は送料一部五厘
▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ



時期は
力石

週

報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可 (毎週一回本報日發行)
昭和十六年三月十二日發

清淨藥効の強い 磨齒ブラク

薬用

口中の細菌はムシ歯や齒槽膿漏の直接的原因となるだけでなく、各種の内臓疾患を惹き起すもととなり得ます。保健衛生の上から少くとも朝晩二回口中を清掃し細菌を除去する事が必要です。

その點、薬用クブラブラ磨齒は專賣特許の殺菌消毒劑クロールカルバクロール及びヨードチモールを配合し、その化學作用により口中の細菌や汚れを清掃除去し口中を清潔に保ちます。

従つてムシ歯・齒槽膿漏を防ぐと共に口臭を消し、更に特殊藥劑の作用により齒と齒ぐきを強く美しくします。



強効殺菌劑
配合ル-ロクバルカル-ロク
ル-モチド-ヨ

公定價格品・賣藥部外品

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)